

訪問介護 重要事項説明書

1 サービスを提供する事業所および法人の概要

作成年月日：令和4年 月 日

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護ステーション えとす
所在地	〒180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12榎本第一ビル101号室
電話番号	0422-56-8522
介護保険指定番号	1373302825
サービスを提供する地域	武蔵野市及び近郊
第三者評価	実施予定なし

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2)事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	—	要望窓口、苦情対応、お客様へのケア	1名
サービス提供責任者	1名以上※	—	サービス提供者への指導、お客様へのケア	1名以上※
サービス提供者	※	※	お客様へのケア	3名以上※

※直近の職員現状は、ご契約時にご説明させていただきます。契約後も採用・異動・退職等により

変動することがありますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

(3)事業所を運営する法人

名称	合同会社 SHIIP
代表者氏名	中島 久美子
所在地	〒180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12榎本第一ビル101号室
定款に定めた事業	訪問介護事業、介護保険適用外での居宅サービス事業等

(4)サービスの運営方針

当社は、お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 サービスについての相談窓口

電話番号 0422-56-8522

(1)事業所窓口の営業日・時間

営業日	月曜日から金曜日【年末年始（12月29日から1月3日）を除きます】
営業時間	午前9時から午後5時まで

(2)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日（原則として年末年始（12月29日から1月3日）を除きます）
サービス提供日提供時間	午前8時から午後7時まで（時間帯により利用料金が異なります）

※上記サービス提供日以外にサービスをご希望の方はお問合せください。

3 サービス内容（介護保険）

(1)身体介護

- ①食事介助 →食事介助、水分補強
- ②排泄介助 →排泄介助、失禁処理
- ③更衣介助 →寝巻や日常着の着脱等
- ④清拭 →保清の為の全身・部分清拭
- ⑤入浴介助 →全身浴、部分浴等
- ⑥整容 →洗髪、整髪、歯磨き等
- ⑦体位交換 →褥瘡予防の為の体位交換等
- ⑧移乗介助 →ベッドから車椅子への移乗等
- ⑨移動外出援助 →トイレ、浴槽への誘導、通院・買物時の介助
- ⑩共に行う家事 →利用者と一緒に掃除、洗濯、調理等
- ⑪その他 →専門的調理、就寝や起床の介助、服薬の介助

(障害福祉)

- (1)移動支援 →通学、余暇など市町村指定内容
- (2)重度訪問 →統合課程資格に伴う介護
- (3)居宅介護 →介護保険と同様

※訪問介護員はサービス提供の際、次の行為を行うことができません。

- ①医療行為
- ②利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）

※保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられる下記事項を求められた場合には、サービス提供をお断りすることがあります。（別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービス提供することは可能です）

- ①利用者以外の洗濯、調理、買物、掃除等「直接本人の援助」に該当しない行為
- ②草むしりやペットの世話等「日常生活の援助」に該当しない行為
- ③大掃除、床のワックスがけ等「日常的に行われる家事」の範囲を超える行為

(2)生活援助

- ①調理 →調理、盛り付け、配膳、下膳等
- ②掃除 →居室、トイレ、浴室等
- ③洗濯 →洗濯、乾燥、取り込み
- ④買物 →日用品や食料品等の買い物代行
- ⑤衣服整理 →ボタン付け、整理、収納等
- ⑥薬の受取 →処方箋薬の受取代行
- ⑦その他 →ベッドメイキング等

4 利用料金

(1)訪問介護利用料金

介護給付費支給対象サービス利用の場合、下記料金表の1割～3割負担がお客様負担になります。

但し、給付範囲を超えたサービスは、全額お客様負担になります。

サービス内容・時間	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護					
20分未満（身体0）	167	1,845円	185円	369円	554円
20分以上30分未満（身体1）	250	2,762円	277円	553円	829円
30分以上60分未満（身体2）	396	4,375円	438円	875円	1,313円
60分以上90分未満（身体3）	579	6,397円	640円	1,280円	1,920円
90分を超えて30分を増すごとに	84	928円	93円	186円	279円
生活援助					
20分以上45分未満（生活2）	183	2,022円	203円	405円	607円
45分以上（生活3）	225	2,486円	249円	498円	746円
身体介護に引き続いて生活援助中心のサービスを提供する場合					
20分以上45分未満	67	740円	74円	148円	220円
45分以上	134	1,480円	148円	296円	444円
上限	201	2,221円	223円	445円	667円
自費サービス		1時間2,750円			
無害水性ネイル		1回1,000円			
ヘアカラートリートメント		1回1,000円			

各種加算・減算

加算内容	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問介護初回加算（初回訪問月のみ）	200	2,210円	221円	442円	663円
緊急時訪問介護加算（緊急時のみ）	100	1,105円	111円	221円	332円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（リハ連携時のみ）	100	1,105円	111円	221円	332円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（リハ連携時のみ）	200	2,210円	221円	442円	663円
同一建物減算	基本サービス単位数×90%				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数（=基本サービス+上記加減算）×13.7%				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数（=基本サービス+上記加減算）×4.2%				
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護報酬総単位数（=基本サービス+上記加減算）×2.4%				

※基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～午後10時）の時間帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）の時間帯は50%増しになります。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は、基本料金の2倍の料金を頂戴します。

(2)交通費

武蔵野市内のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、サービス提供者が訪問するための交通費を別途ご請求させていただく場合があります。

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合、下記料金をいただきます。キャンセルの場合は至急ご連絡ください。

連絡先 0422-56-8522 担当 山本真史

サービス実施予定日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
当日キャンセルの場合、またはご連絡いただかなかった場合	2,500円

※但し、お客様の病変、急な入院または施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合、キャンセル料はいただきませんので、ご事情がある場合は担当者までご相談ください。

※お客様のご不在によりサービス提供ができない場合にも、15分間は現地で待機致します。この時間が過ぎてもサービス提供できない場合、サービスの中止とみなしキャンセル料をいただきます。また15分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯とします。

※訪問介護員はサービス提供の際、次の行為を行うことができません。

- ①医療行為
- ②利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）

※保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられる下記事項を求められた場合には、サービス提供をお断りすることがあります。（別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービス提供することは可能です）

- ①利用者以外の洗濯、調理、買物、掃除等「直接本人の援助」に該当しない行為
- ②草むしりやペットの世話等「日常生活の援助」に該当しない行為
- ③大掃除、床のワックスがけ等「日常的に行われる家事」の範囲を超える行為

4 利用料金

(1)訪問介護利用料金 (単位数×11.05)

介護給付費支給対象サービス利用の場合、下記料金表の1割～3割負担がお客様負担になります。但し、給付範囲を超えたサービスは、全額お客様負担になります。

サービス内容・時間	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護					
20分未満（身体0）	163	¥1,801	¥180	¥360	¥540
20分以上30分未満（身体1）	244	¥2,696	¥270	¥539	¥809
30分以上60分未満（身体2）	387	¥4,276	¥428	¥855	¥1,283
60分以上90分未満（身体3）	567	¥6,265	¥627	¥1,253	¥1,880
90分を超えて30分を増すごとに	82	¥906	¥91	¥181	¥272
生活援助					
20分以上45分未満（生活2）	179	¥1,978	¥198	¥396	¥593
45分以上（生活3）	220	¥2,431	¥243	¥486	¥729
身体介護に引き続いて生活援助中心のサービスを提供する場合					
20分以上45分未満	65	¥718	¥72	¥144	¥215
45分以上	130	¥1,437	¥144	¥287	¥431
上限	195	¥2,155	¥216	¥431	¥647
自費サービス(保険利用あり)※消費税込					
移動支援（交通費・実費別途） 1時間単位					
身体あり（交通費・実費別途） 1時間単位		3850円(3500円)			
身体なし（交通費・実費別途） 1時間単位		3025円(2750円)			
自費サービス(保険利用なし)※消費税込					
身体あり（交通費・実費別途） 1時間単位		4400円(4000円)			
身体なし（交通費・実費別途） 1時間単位		3850円(3500円)			
無害水性ネイル	1回	1,000円	購入済みのペン使用の場合500円		
ヘアカラートリートメント			1回1,000円		
訪問柔道整復師			別紙参照		
訪問ヘッドスパ・フェイシャル・ボディリラクゼーション					

各種加算・減算

加算内容	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問介護初回加算（初回訪問月のみ）	200	¥2,210	¥221	¥442	¥663
緊急時訪問介護加算（緊急時のみ）	100	¥1,105	¥111	¥221	¥332
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（リハ連携時のみ）	100	¥1,105	¥111	¥221	¥332
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（リハ連携時のみ）	200	¥2,210	¥221	¥442	¥663
同一建物減算	基本サービス単位数×90%				
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数（=基本サービス+上記加減算）×22.4%				

※基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～午後10時）の時間帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）の時間帯は50%増しになります。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は、基本料金の2倍の料金を頂戴します。

(2)交通費

武蔵野市内のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、サービス提供者が訪問するための交通費が必要になる事があります。

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合、下記料金をいただきます。キャンセルの場合は至急ご連絡ください。

連絡先 0422-56-8522 担当 二木 恒星

サービス実施予定日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
当日キャンセルの場合、またはご連絡いただかなかった場合	2,750円

※但し、お客様の病変、急な入院または施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合、キャンセル料はいただきませんので、ご事情がある場合は担当者までご相談ください。

※お客様のご不在によりサービス提供ができない場合にも、15分間は現地で待機致します。この時間が過ぎてもサービス提供できない場合、サービスの中止とみなしキャンセル料をいただきます。また15分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯とします。

(4)その他

- ①お客様のお住まいで、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用
- ②料金のお支払いにつきましては、毎月15日前後に前月分の請求書を郵送いたしますので、
- ③実施記録表の複写物の交付を希望される場合、その実費をご負担いただきます。

5 サービス利用にあたっての留意事項

(1)サービスの利用開始

訪問介護契約書を締結した後に訪問介護計画書を作成し、サービス提供を開始します。原則として複数のサービス提供者が入れ替わりでサービスを提供する体制となるため、お客様

(2)サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

- ・サービス終了の希望日の1週間前までにお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足、事業所の閉鎖・移転等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了の1か月前までに書面でお知らせ致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合。
- ・お客様の要介護状態区分が要支援1・2または非該当(自立)と認定された場合。
- ・お客様が亡くなられた場合。

④その他

- ・前任者が退職、疾病などでサービス提供ができない場合やサービス内容または訪問時間に変更になった場合等、事情によって担当サービス提供者を変更させていただく場合があります。
- ・感染症などの理由により、サービス利用を一時的に休止していただく場合があります。
- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や
- ・お客様がサービスの利用料金の支払いを1か月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず

6 事故発生時・緊急時の対応方法

- (1)①サービス提供に際し、お客様に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、お客様のご家族や
 - ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、介護保険法その他関係法令
 - ③お客様に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (2)お客様に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに主治医・ご家族・居宅介護支援事業者

7 サービスに関する苦情

- (1)当事業所の窓口 担当者：山本 真史
電話番号：0422-56-8522
受付時間：月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

(2)行政機関その他苦情受付機関

- 武蔵野市役所 電話番号：0422-60-1940
高齢者支援課 受付時間：午前8:30～午後5:00（月曜日～金曜日）
東京都国民健康保険団体連合会 電話番号：03-6238-0177
受付時間：午前9:00～午後5:00（月曜日～金曜日）

8 個人情報の保護および利用

当社は、お客様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

(1)使用する目的

- ①訪問介護計画作成の為。
- ②サービスの質の向上のために実施するサービス担当者会議の為。
- ③介護支援専門員やサービス事業所等との連絡調整の為。
- ④施設入居や転居の支援が必要な場合、他事業者等との連絡調整の為。
- ⑤主治医の意見を求める必要がある場合や、お客様が医療サービスを希望する場合。

(2)使用にあたっての当社の注意事項

- ①個人情報の収集、使用は必要最低限とし、上記目的以外には使用しません。
- ②使用する期間は、サービス提供の契約期間に準じます。
- ③お客様の個人情報は、サービス提供終了後においても、第三者に漏らしません。

(3)お客様の権利

- ①個人情報の提供は任意です。但し、情報の提供が不十分で(1)の目的の遂行に支障をきたす場合、お客様は十分なサービスを受けられないことがあります。
- ②ご本人が特定され得る個人情報の開示、訂正、追加、削除・消去、利用停止、関係者への利用の停止を、以下に該当しない限り、下記の個人情報保護管理者に求めることができます。
 - ・お客様ご本人又は第三者の権利利益を害する恐れがある場合
 - ・当社の業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがある場合
 - ・法令に違反することとなる場合

個人情報保護管理者

SHIIP.LLC

〒180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12 榎本第一ビル101

電話：0422-56-8522